

「下水道事業受益者負担金に関する負担区の設定について」に対する質問・意見、回答

No.	資料番号 ページ番号	質問・意見項目	質問・意見内容	回答
1	資料1 P2	3 受益者負担金の対象となるのは	第42 負担区では区域外接続の割合が多いとの説明がありましたが、今回の第43負担区はどのような接続方法になりますか。	今回、負担区を設定する地域16.2haの約2.5%にあたる0.4haが区域外接続の地域です。該当地域は、浦和区大原4丁目0.2ha、大原2丁目0.1ha、岩槻区大字本宿0.1haです。それ以外の地域は、今後、下水道の整備を行っていく地域です。
2	資料1 P2、P6、 P7	5. 単位負担金額について (3) 単位負担金額の調整	第43負担区における単位負担金額算出額： 1,183円と設定金額：810円の区全体の差額はいくらになるかご教授ください。	学校などの減免が適用される土地を考慮せずに試算すると単位負担金額の調整による差額は約6千万円です。
3	資料1(別 紙)	5 単位負担金額について (3)単位負担金額の調整	単位負担金額の算出結果 第42負担区 ¥828 → ¥810に調整 第43負担区 ¥1,183 → ¥810に調整 差額が広がっていますが、これを補填するために具体的にどのような対策をとるのですか。	下水道整備の財源は、企業債借入、国庫補助金、受益者負担金です。 特定の受益者に負担が偏ることがないように単位負担金額の調整を行った場合、企業債借入により財源を確保することで、下水道整備が財源不足となることがないようにします。
4	資料1 P2、P6、 P7	5. 単位負担金額について (3) 単位負担金額の調整	第40負担区：610円、第41負担区：740円と単位負担金額が今回と相違している理由をご教授ください。	<p>【第40負担区（610円）について】</p> <p>第40負担区は、市街化調整区域である第26負担区内に、市街化区域へ編入される地域ができたため、その編入される地域を新たな負担区として設定しました。</p> <p>第40負担区の単位負担金額610円は、第26負担区設定当時の負担金対象事業費に対して、負担率を市街化調整区域の3分の1から、市街化区域の4分の1に変更して計算したものです。</p> <p>【第41負担区（740円）について】</p> <p>第41負担区は、下水道管を工事負担の少ない浅い位置に設置することができ工事費が比較的安価となりました。そのため、算出された単位負担金額（740円）が810円を下回ったため、調整は行わず740円のままとしたものです。</p>